

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合の議事の取扱い等について

令和3年12月24日策定

1. 本会合は、原則として公開とする。
2. 議事要旨については、会合終了後速やかに作成し、公開する。
3. 配布資料については、原則として公開する。
4. 個別の事情に応じて必要と認めるときには、会合、議事録及び配付資料の一部または全部を公開しないものとすることができる。非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。